



建物(戸建)または家財を保険の対象とする場合



「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。

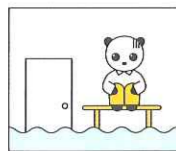
補償内容	火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)
火災	失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。	落雷による損害を補償します。	ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風、雹、雪などによる損害を補償します。	台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。 <small>詳しくはp18へ▶</small>	自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。	給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。	集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。	盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。	誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。
ベーシック(I型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベーシック(II型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補償されません
スリム(I型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補償されません
スリム(II型)	○	○	○	○	補償されません	○	○	○	○	補償されません

プラン選びのポイント

「補償されません」の場合、このような事故で保険金を受け取ることはできません。

「水災」事故事例

集中豪雨で自宅が床上浸水した。



お支払保険金
152.7万円

「盗難による盗取・損傷・汚損」事故事例

泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。



お支払保険金
91.9万円

「不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。



お支払保険金
26.9万円

「費用保険金」補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。



損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



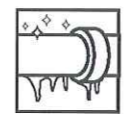
地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。



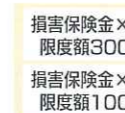
水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。
[支払割合・限度額が] 選べます



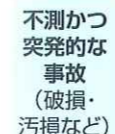
損害保険金×30% 限度額300万円
損害保険金×20% 限度額100万円

損害保険金×30% 限度額100万円
損害保険金×10% 限度額100万円
臨時費用保険金なし

選べる

自己負担額*

*臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額0円または1万円を選択することはできません。



不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。

0円 * 1万円 * 3万円 * 5万円 * 10万円
下記▲参照

補償されません

0円 * 1万円 * 3万円 * 5万円 * 10万円

補償されません

3万円 * 5万円 * 10万円

自動的にセットされます

ほ〜むジャパンには原則付帯されます。
ご希望により外すこともできます。

地震保険



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について
詳しくはp12へ▶

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

⚠ 自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

- お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。
貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)、や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といひ、損害額の算出は時価額を基準とします。
- 明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い
貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)
■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨・印紙・切手・乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合はp13をご参照ください。▶